

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 「住民基本台帳ファイル」 別紙1

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先21	他の市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第69項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先22	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第73項)
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先23	他の市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第75項)
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民

⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他 (	)
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先24	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は他の市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第76項)	
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他 (	)
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先25	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第81項)	
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他 (	)
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先26	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第83項)	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民	

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度		
提供先27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第84項）		
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの		
③提供する情報	住民票関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度		
提供先28	他の市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第86項）		
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの		
③提供する情報	住民票関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ）	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙	
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度		
提供先29	他の市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第87項）		
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの		
③提供する情報	住民票関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民		

⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先30	厚生労働大臣又は都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第91項)	
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先31	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第92項)	
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先32	他の市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第96項)	
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先33	他の市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第106項)
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先34	他の市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第108項)
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

提供先35	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第110項)
②提供先における用途	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先36	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第112項)
②提供先における用途	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先37	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第115項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民

⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先38	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第118項)	
②提供先における用途	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第124項)	
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	

提供先40	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第129項)
②提供先における用途	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先41	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第130項)
②提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先42	他の市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第132項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民

⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先43	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第136項)	
②提供先における用途	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第137項)	
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先45	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第138項)	
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	

③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先46	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第141項)
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先47	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第142項)
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

提供先48	都道府県知事又は他の市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第144項)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先49	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第149項)
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先50	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第150項)
②提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民

⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第151項)	
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先52	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第152項)	
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[☐ 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ()	[☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度	
提供先53	他の市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第155項)	
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	住民票関係情報	

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先54	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第156項)
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先55	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第158項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度

提供先56	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第160項)
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先57	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第163項)
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先58	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第164項)
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先59	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第165項)
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度
提供先60	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第166項)
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の住民基本台帳に記録されている住民及び除票となった住民
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたらその都度